

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」の創設について

2024（令和6）年度から、大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）の進学者を対象とした「授業料後払い制度」が創設されることとなりました。本制度は、在学中の授業料を国が立て替え、大学院修了後、所得に応じて返還することで、授業料を「後払い」とする仕組みです。併せて、「生活費奨学金」として、月額1万円～4万円の範囲で貸与を受けることができます。

[高等教育費の負担軽減策について（令和6年度～）（PDF:501KB）](#)

https://www.mext.go.jp/content/20240318-mxt_gakushi01-100001505_1.pdf

[授業料後払い制度に関する Q&A（令和5年11月17日時点）（PDF:243KB）](#)

https://www.mext.go.jp/content/20240122-mxt_gakushi01-100001505_3.pdf

1. 対象学種

大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程）が対象です。

2. 対象者

対象者は、以下の条件を全て満たす者です。

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通じて申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※ 令和6年度は、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみ対象となります。

- ① 令和6年度秋の新規入学者
- ② 令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者

3. 「支援対象授業料」について

後払いとできる授業料「支援対象授業料」は、授業料のみです。入学金、施設維持費は対象となりません（私立大学の場合、年額776,000円が上限）。

※ 第一種学資貸与金（無利子の貸与型奨学金）の一形態として、授業料に保証料を上乗せした金額を日本学生支援機構から貸与します。授業料相当額と保証料相当額を併せた額が貸与額（授業料支援金）となります。

※ 保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とします。

※ 「支援対象授業料」は、JASSO から大学に振り込まれます。

4. 「生活費奨学金」について

生活費等の支援として、別途、「生活費奨学金」が貸与されます。「生活費奨学金」は、月1万円、2万円、3万円又は4万円から選択することができ、無利子です。「生活費奨学金」の貸与を受けないことは可能ですが、「授業料支援金」の利用を申請せずに、「生活費奨学金」の貸与だけを申請することはできません。

※ 「生活費奨学金」は、JASSO から対象者の口座に振り込まれます。

※ 保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記の額から保証料が天引きされます。

5. 大学院修了後の JASSO への返還について

大学院修了後、「授業料支援金」（「支援対象授業料」と保証料の合計額）及び「生活費奨学金」の合計額を、所得に応じて、口座引落により JASSO に返還します。

6. 申請方法

申請を希望する者は、次の書類を、出願時に提出してください。

- ① 授業料後払い制度希望申請書
- ② 授業料延納願
- ③ 高等教育修学支援新制度の支援対象者であったことを証明する書類（写）
（例：給付奨学金奨学生証、授業料等減免認定通知書）※令和6年度春の新規入学者のみ

※ 本制度を利用する場合は、別途、JASSO へ申請が必要となります。

7. その他

- ・ 第一種奨学金と同様に、毎年、適格認定及び業績優秀者免除の判定を行います。
- ・ 申請後の取消の可否、年度途中の支援の終了の可否その他運用の詳細については、日本学生支援機構において定めます。

8. 本制度に関する問い合わせ先

◆ 看護学研究科

呉 阿賀キャンパス 事務部 総務課

TEL：0823-74-6000 E-mail：a-soumu@hbg.ac.jp

◆ 教育学研究科

広島 長束キャンパス 事務部 総務課

TEL：082-239-5171 E-mail：n-soumu@hbg.ac.jp

◆ 人間健康学研究科

広島 坂キャンパス 事務部 総務課

TEL：082-884-1001 E-mail：s-soumu@hbg.ac.jp

以上